



平成 18 年 6 月 8 日

各 位

会 社 名 株式会社 アバールデータ
代表者名 代表取締役社長 嶋 村 清
(JASDAQ コード番号 6 9 1 8)
問合せ先 総務部 秘書 大関 拓夫
T E L 0 4 2 - 7 3 2 - 1 0 0 0

(修正) 「定款の一部変更に関するお知らせ」の一部修正について

当社は、平成 18 年 5 月 11 日に「定款の一部変更に関するお知らせ」の公表を行いました。本日開催の取締役会において、その内容について一部修正することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 . 修正の理由

平成 18 年 6 月 27 日開催予定の第 47 期定時株主総会に付議する定款変更案第 31 条および第 41 条において、取締役および監査役が会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる旨を規定しておりましたが、慎重に検討を重ねた結果、一部修正することとしたものです。

2 . 変更の内容

次頁をご参照願います。

(下線は変更部分)

訂正前の変更案	訂正後の変更案
<p><u>第 31 条 (取締役の責任免除)</u></p> <p><u>当社は、取締役(取締役であった者を含む。)</u> <u>の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意で</u> <u>かつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議</u> <u>によって、法令の定める限度額の範囲内で、そ</u> <u>の責任を免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p><u>第 41 条 (監査役の責任免除)</u></p> <p><u>当社は、監査役(監査役であった者を含む。)</u> <u>の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意で</u> <u>かつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議</u> <u>によって、法令の定める限度額の範囲内で、そ</u> <u>の責任を免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>	<p>(削除)</p> <p><u>第 31 条 (社外取締役との責任限定契約)</u></p> <p>当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p>(削除)</p> <p><u>第 41 条 (社外監査役との責任限定契約)</u></p> <p>当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>

以上